

公安委員会 説明資料 No. 1	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則の一部改正について	令和3年8月19日 警務部
---------------------	--	------------------

議題事項

行政手続きにおける押印の見直し等を図るため、関係規則の一部改正を行う。

1 改正理由

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令(平成18年政令第192号)の改正を受け、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則(平成19年香川県公安委員会規則第20号)を一部改正するもの

2 改正案

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則の一部を改正する規則(案)のとおり

3 改正内容

別記様式第1号「再審査申請書」及び別記様式第5号「再審査申請取下書」から「㊟」を削り、申請人から押印を求めないこととする。

4 施行期日

令和3年9月1日

5 その他

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手続に関する規程(平成19年香川県警察本部告示第14号)についても同様の改正を行う。

公安委員会
説明資料 No. 2

香川県公安委員会の権限に属する事務の専
決等に関する規則の一部改正について

令和3年8月19日
生活安全部

議題事項

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正（令和3年8月26日施行）に伴い、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する。

1 改正理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）の一部改正により、公安委員会の権限に属する事務が新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

法第5条第12項の「禁止命令等の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。」に係る事務を新たに追加する。

3 改正案

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり

4 施行期日

令和3年8月26日

公安委員会 説明資料 No. 3	「公益社団法人かがわ被害者支援センター」 の事業結果等について	令和3年8月19日 警務部
---------------------	------------------------------------	------------------

報告事項

犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人かがわ被害者支援センター」の令和2年度事業結果及び令和3年度事業計画等について報告する。

1 公益社団法人かがわ被害者支援センターの事業計画の概要

公益社団法人かがわ被害者支援センター（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に規定された「犯罪被害者等早期援助団体」である。

センターは、香川県警察から業務委託を受けて、公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）を行うとともに、香川県から業務委託を受けた性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、公益目的事業2（性暴力被害者支援事業）を行うものである。

2 令和2年度事業結果

(1) 公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）

ア 広報啓発事業（法第23条第2項第1号）

- (ア) 被害者支援講演会の開催
- (イ) 命の大切さを学ぶ教室の開催
- (ウ) LINEスタンプ販売による広報啓発
- (エ) 関係機関等との連携
 - 弁護士、臨床心理士、保護観察所及び法テラスとのテーマ研究会
 - 香川県弁護士会 犯罪被害者支援委員会への参加

イ 相談事業（法第23条第2項第2号）

- (ア) 電話相談
- (イ) 面接相談
- (ウ) 法律相談
- (エ) 心理カウンセリング

ウ 犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助事業（法第23条第2項第3号）

エ 直接援助事業（法第23条第2項第4号）

- (ア) 危機介入（被害直後における生活支援等）
- (イ) 付添い支援（病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い）

(2) 公益目的事業2（性暴力被害者支援事業）

相談件数 383件（電話相談 365件、面接相談 18件）

直接的支援 21件

(3) その他必要な事業

ア 被害者支援自動販売機の設置【199台（令和3年3月末現在）】

(ア) 収益事業 自動販売機設置による清涼飲料水販売事業【4台】

令和2年度収益 12万1,358円

※ 収益型自動販売機については、令和3年度末で廃止予定

(イ) 寄附金収益【195台】

令和2年度収益 271万980円、令和2年度 42台増設

イ 香川県共同募金会のテーマ募金「犯罪被害者支援活動募金」活動

令和2年度共同募金会テーマ募金助成金 84万8,996円

ウ ホンデリングによる寄附金収益（平成30年4月1日運用開始）

令和2年1月から令和2年12月末までの寄附金 2万5,911円

3 令和3年度事業計画

新規の取組はなく、前年度と同様の取組を実施予定

4 収支報告・予算

(1) 収入

(単位：円)

区 分		令和2年度 決 算	令和3年度 予 算
公益事業会計1 (被害者支援事業)	被害者支援事業委託料(警察)※ 会費、助成金、負担金、寄附金等	15,538,693	18,524,400
公益事業会計2 (性暴力被害者支援事業)	性暴力被害者支援事業委託料(県)	13,688,397	13,502,000
収益事業会計	支援自販機(収益型)	121,358	210,000
法人会計		3,849,597	4,061,200
合 計		33,198,045	36,297,600

※ 警察による被害者支援事業委託料については、令和2年度 588万1,000円、令和3年度 527万5,000円

(2) 支出

(単位：円)

区 分	令和2年度 決 算	令和3年度 予 算
公益事業会計1 (被害者支援事業)	15,763,513	18,670,051
公益事業会計2 (性暴力被害者支援事業)	13,688,397	13,502,000
収益事業会計	36,171	77,000
法人会計	3,182,983	3,397,713
合 計	32,671,064	35,646,764

5 移転及び新事務所の整備

新事務所への移転に当たり、「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年1月31日、国家公安委員会規則第1号)」等で求められている施設上の要件を充足していることを確認

6 役員の辞任及び就任等

役員の辞任4人、就任3人、重任9人

阪本(長田)^{おさだ}美絵氏が、令和3年4月1日付けで香川県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長に就任したことにより副理事長に就任し、前同委員会委員長で副理事長の齊藤真吾氏が理事に変更

7 犯罪被害相談員等の退職及び新規採用等

- (1) 犯罪被害相談員の住所変更1人
- (2) 犯罪被害者直接支援員の新規採用1人、勤務形態の変更1人
- (3) 援助事業に従事する職員の新規採用1人

報告事項

- 令和3年7月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会1件、警察0件
- 令和3年中の総受理件数 ～ 公安委員会10件、警察24件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	0	1	2	1	5	0	1						10
	前年比	±0	-1	+1	±0	+5	-1	±0						+4
警察	件数	1	3	9	2	4	5	0						24
	前年比	-3	-2	+3	-5	±0	+2	-2						-7

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	7月		累計		7月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届							1	1
窓口・電話対応						1	1	1
各種保護								
職務質問・検問							1	2 (1)
110番対応・臨場			1	1			1	1
各種相談							1	1
少年補導								
被害届等		1	1	1				
告訴・告発								1 (1)
捜査(逮捕、取調等)		1	2	3 (1)		3	11	19 (11)
交通指導取締り	1		4	2 (1)		1	4	5 (1)
交通事故処理			1					
その他			1			2	4	5 (1)
合 計	1	2 (0)	10	7 (2)	0	7 (0)	24	36 (15)

(注) 処理欄の()内の数字は、前年受理分で内数

公安委員会 説明資料No. 5	「公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター」の事業結果等について	令和3年8月19日 刑 事 部
--------------------	------------------------------------	--------------------

報告事項

「公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター」の令和2年度事業結果及び令和3年度事業計画について報告する。

1 公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センターの目的

公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）は、暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的とする。

2 令和2年度事業結果

(1) 広報啓発事業

ア 広報啓発事業実施状況

- ・ センターの相談窓口等の周知
- ・ 各種講習会での資料の配布、暴排ビデオの視聴
- ・ 暴力追放ポスター、広報紙、刊行物の配布

イ 暴力追放ポスター・標語優秀作品の展示

ウ 表彰関係

- ・ 全国暴追センター会長表彰
- ・ 四国ブロック暴追センター連絡協議会会長、中国・四国管区警察局長表彰
- ・ 香川県暴追センター会長・香川県警察本部長表彰

エ ホームページでの広報、暴排ビデオの貸出及び図書の斡旋

オ 暴力団排除・不当要求対策～暴排講演・講習実施状況

- ・ 行政機関対象 14回 503人 事業所等対象 27回 916人

カ 暴力団排除街頭パレードとキャンペーンの実施

(2) 相談・助言（支援）事業

ア 講演会・研修会等での相談・助言（支援）事業の実施

イ 暴力追放相談の受理と助言解決活動状況

相談・助言受理件数の推移

年度	H4	H28	H29	H30	R1	R2
面接	161	620	487	717	638	604
電話	56	176	149	200	174	187
文書		122	266	79	58	51
合計	217	918	902	996	870	842

ウ 民事介入暴力出張相談所の開設

エ 暴力団離脱・社会復帰支援対策

- ・ 高松刑務所において離脱に向けての面接指導を実施（5回、5人）
- ・ 暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定の運用
- ・ 離脱者就労協力企業の増加（13社）
- ・ 口座開設支援（2人）
- ・ 暴力団離脱者の住民基本台帳事務における支援措置（1件）

オ 少年に対する暴力団の影響排除と相談受理時の指導・助言

(3) 講習、研修事業

ア 不当要求防止責任者講習実施状況

年 度	H30	R 1	R 2
実施回数	22	18	21
受講者	1,034	921	751

イ 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員等の合同研修会

(4) 助成、貸付事業

ア 被害者に対する見舞金の支給

イ 民事訴訟支援状況

年 度	R 1	R 2
訴訟数	1	1
勝訴（和解）	1	1

ウ 地域・職域の暴力追放組織に対する暴力団追放活動助成金支給

(5) 調査、資料収集事業

ア 暴力団等の排除、被害予防に資するための調査と資料収集

イ 暴力追放モニターを運用しての調査と資料収集

(6) 公益事業実施のための財源に係る賛助会員入会・退会状況

区 分	加 入	退 会	R2年度末現在
企 業	8		84（＋8）
個 人	2	5	445（－3）
計	10	5	529（＋5）

3 令和3年度事業計画

前年度と同様の取組を実施予定

4 収支報告・予算

(1) 収入 (単位：円)

区 分	令和2年度決算	令和3年度予算
公益目的事業会計	21,314,749	21,147,455
法人会計	7,871,704	8,000,600
合 計	29,186,453	29,148,055

(2) 支出 (単位：円)

区 分	令和2年度決算	令和3年度予算
公益目的事業会計	23,387,510	27,653,524
法人会計	6,629,381	7,107,667
合 計	30,016,891	34,761,191

※「公益目的事業会計」とは、公益目的事業に関する会計区分

※「法人会計」とは、管理業務や法人全般にかかる事項に関する会計区分

報告事項

令和3年上半期における情報技術解析業務の取組状況について報告する。

1 電磁的記録の解析

(上半期: 1～6月)

内 容	令和2年上半期	令和3年上半期
解析実施件数	74件	70件
スマートフォン解析台数	105台	83台
不正プログラム解析件数	1件	3件

※ 令和3年上半期の件数については、暫定値である。

解析事例

- ・ 水没したドライブレコーダーのマイクロSDカードからのデータ抽出
- ・ 水没したスマートフォンからのデータ抽出
- ・ マイニングウイルスの解析

2 サイバー犯罪・サイバー攻撃に対する技術的対応

- ランサムウェアウイルス感染事案における対応
- マイニングウイルス感染事案における対応
- 重要インフラ事業者管理者対策の実施

3 警察職員の解析能力向上に向けた取組

(1) 県警察職員の解析能力向上に向けた取組

- ア 1年研修
- イ 1か月研修
- ウ 県警専科教養

(2) 情報技術解析課員の解析能力向上に向けた取組

- ア 警察庁主催研修への参加
- イ 四国警察支局等主催研修への参加
- ウ 情報技術解析調査研究による自己研鑽